



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税ができます。

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト (WEB版) 用の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※ 1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関に対し電子納税のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を**所轄の税務署へ書面で提出**します (金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)

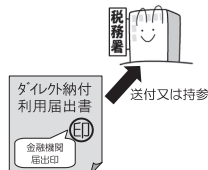
ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1 か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキング等の契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ページ) が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

これで電子納税の準備は完了です。「電子納税のしかた」は裏面をご覧ください。



詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

☆☆

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです（パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税を行うことも可能です。）。

※ 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書(納付書)が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次回の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

ダイレク 納付 内容確認

ダイレク 納付料支払です。

提出された納付金口座の内容及納付内容をご確認いただき、内容に誤りが無ければ、「上記の旨を確認済みにチェックの上、[納付]ボタン」を押してください。

納付が滞断にされた場合には、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付先	延付税滞断
税目	源泉所得税、及復興特別所得税
申告区分	
課税期間(自)	平成27年01月
課税期間(至)	平成27年06月
登録名称	カワサキガイシャコセイシヨウジ
金融機関名	国信銀行本店
預金種別	普通預金
口座番号	2800004
納付金額	83,400円

納付日を設定してください。

納付日は、原則として、納税期までしか指定できません。

納付日は、休日、祝日及び2月29日～1月3日は指定できません。

納付日 平成 年 月 日

☐ 上記内容を確認済み

上記を踏まえて、納付料を支払う。

納付

キャンセル